

長崎市規則第 /〇〇 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 / 日

長崎市長 鈴木 史朗

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する
規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 23 年長崎市規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「学校給食共同調理場（北部学校給食センターを除く。）」を「池島学校給食共同調理場」に改め、同条第 4 号中「学校給食共同調理場」を「池島学校給食共同調理場」に改め、「並びに北部学校給食センターに係るもの」を削る。

第 6 条第 1 項の表中「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター及び南部学校給食センター」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。